

鳥取縣公報

昭和十七年十一月十三日
第千三百八十四號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告示
 - カーバイド配給団体指定……………二頁
 - カーバイド配給団体指定中改正……………二頁
 - カーバイド配給団体指定中削除……………二頁
 - 砂糖配給団体指定……………二頁
 - 十七年度鳥取縣歳入歳出追加豫算……………三頁
 - 縣稅檢査章竝縣稅滯納者財産差押證票返納竝交付……………三頁
 - 青年學校用教練銃器修理工場指定……………三頁
 - 醫師會、齒科醫師會設立總會議員選舉執行者任命……………三頁
- 彙報
 - 蠶糸業經營改善施設の補助金交付に就て……………七頁
 - 尊米と咀嚼……………七頁
 - 本年の鳥取縣麥實收高……………一〇頁
 - 其の他……………一三頁

告示

◆鳥取縣告示第七百十六號

カーバイド配給統制規則第十條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十七年十一月十三日

鳥取縣農機具工業組合
鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第七百十七號

昭和十五年四月鳥取縣告示第二百五十六號(カーバイド配給統制規則第十條ノ規定ニ依ル団体指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年十一月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之
「保證鳥取縣鐵工機械器具工業組合聯合會」ヲ「鳥取縣機械器具工業組合聯合會」ニ改ム

00204

鳥取縣告示第七百十八號

昭和十六年十月鳥取縣告示第八百十五號(カーバイド配給統制規則第十條ノ規定ニ依ル團體指定ノ件)中左ノ通削除ス

昭和十七年十一月十三日

鳥取縣熔接工業組合

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣告示第七百十九號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十七年十一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

境港錫加工業組合員

鳥取縣告示第七百二十號

昭和十七年十一月縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十七年度鳥取縣歳入歳出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十七年十一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

昭和十七年度鳥取縣歳入歳出追加豫算

歳入	經常部	第四款 地方分與稅	三〇、九一九圓
		第二項 配付稅	三〇、九一九
		第七款 使用料及手數料	一、二〇〇
		第二項 手數料	一、二〇〇
		第八款 國庫下渡金	三三五
		第一項 警察費下渡金	三三五
		第九款 雜收入	一、七五九
		第八項 雜入	一、七五九
	臨時部	經常部計	三四、二〇三
		臨時部	一七、三五八
		第二款 國庫補助金	一七、三五八
		第一項 統計費補助金	七〇三
		第三項 教育費補助金	一七八
		第五項 勸業費補助金	一六六、九七七
		第六項 社會事業費補助金	三、五〇〇
		第三款 寄附金	一一、四四五
		第四項 土木費寄附金	一一、四四五

00205

鳥取縣 債

第八款 縣債	第一項 縣債	二四、八〇〇	第三款 教育費	一一、三二〇
	臨時部計	二四、八〇〇	第六項 大山訓練所費	一一、三二〇
	歳入合計	二〇八、六〇三	第四款 勸業費	一一、一〇〇
	歳出	二四二、八〇六	第一項 勸業費	一一、一〇〇
	經常部	八六〇圓	第六款 軍事援護費	三、五〇〇
	第三款 縣職員費	四三〇	第九款 統計補助費	三、五〇〇
	第一項 俸給諸給	四三〇	第一項 市町村統計補助費	三三三
	第二項 應費	四三〇	第十三款 勸業補助費	一一、五五〇
	第七款 教育費	一、四九六	第一項 勸業補助費	一一、五五〇
	第十一項 學事諸費	一、四九六	第四十款 事變費	一〇九、八四八
	第十款 勸業費	三九、七六六	第二項 教育費	四、六八九
	第二項 農事試驗場費	五、二六一	第三項 勸業費	一〇五、一五九
	第十五項 產業獎勵費	三四、五〇五	第四十三款 選舉肅正費	四五〇
	經常部計	四四、一一二	第一項 選舉肅正費	四五〇
	臨時部	九二圓	第五十三款 雜出	二九〇
	第一款 警察費	九二九	第二項 過年度返納金	二九〇
	第二項 應費	九二九	第六十四款 奉迎費	二、五四〇
	第二款 土木費	一、五〇〇	第一項 奉迎費	二、五四〇
	第九項 治水調査費	一、五〇〇	第六十五款 土木費負擔金	三七、三三四

00206

第一項 國道二十號線戸倉峠
臨時部計 改修費負擔金
歳出合計

三七、三三四
二〇〇、六八四
二四二、八〇六

鳥取縣告示第七百二十一號

日野地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査並縣稅滯納者財産差押證票ヲ左ノ通返納並交付セリ
昭和十七年十一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

區分番號	返納年月日	所屬廳名	職名氏名
縣稅檢査章 一六	昭和十七年十一月五日返納	日野地方事務所	元縣書記 池本 征
縣稅滯納者財産差押證票 一六	同	同	同 同 人
縣稅滯納者財産差押證票 一六	昭和十七年十一月五日交付	日野地方事務所	縣書記 妹尾 善夫
縣稅滯納者財産差押證票 一六	同	同	同 同 人

鳥取縣告示第七百二十二號

青年學校用教練銃器修理工場トシテ左ノ工場ヲ指定ス
昭和十七年十一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取市二階町三丁目三十五番地

糸澤鐵工所

所主 糸澤 幾松

鳥取縣告示第七百二十三號

昭和十七年十月三十日厚生省令第四十九號醫師會及齒科醫師會令第六條第三項ノ規定ニ依ル鳥取縣醫師會 齒科醫師會 設立總會職員選舉執行者ヲ左ノ通命セリ
昭和十七年十一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣醫師會關係	鳥取縣知事	土肥米之
鳥取市上町三十六番地	石河 利三	
米子市西町六番地	高島 義治	
岩美郡浦富町大字浦富千五百四十六番地	松島 隨敬	
入頭郡智頭町大字智頭五百五十四番地	藤田 龜夫	
氣高郡青谷町大字青谷四千二十七番地	岸田 輝雄	
東伯郡松崎村四百六十八番地	松田 昌造	
西伯郡境町榮町五十五番地	池淵 昌貢	
日野郡根雨町大字根雨四百三十九番地	法橋 亮壽	
鳥取縣齒科醫師會關係		
鳥取市新町四十二番地	竹内 勝藏	
米子市中町百二十二番地	井上 敏雄	
入頭郡用瀬町大字用瀬二百六十七番地	小林 徳太郎	
東伯郡倉吉町大字魚町二千五百十八番地	倉繁 房吉	
日野郡江尾村大字江尾二千六十九番地	勝部 公人	

00207

蠶絲業經營改善施設の補助金交付に就て

補助金交付に就て

一 養蠶を衰退せしめるな

世界第一を誇る我が養蠶製絲業も、これまでその最大の顧客であつた米國を敵として戦を交へねばならぬ事態に立ち至りましてこれが爲我が國では曩にその對策の爲蠶糸に關する諸法令を改編して、輸出本位であつた蠶絲業を國內需給本位態勢に改めたのであります。然るにこの態勢更改に當つて在來の蠶絲業者、殊に養蠶家乃至桑園經營者等一般の農家中には、將來養蠶製絲業が杜絶するものであるかのやうに誤認し、且つ食糧増産の緊迫と努力不足等と關連して、とかくこの業の衰退を招かうとする傾向の見えることは甚だ遺憾とするところであります。

既に各位も諒知せられる通り、古來我が國の衣料用纖維資源は綿糸、麻乃至絹糸によつてゐたのであります。これらの原材料中前二者は多くこれを國外に求めてゐたのであります。これらの需給については當局に於て國內増産、共榮園内に於ける供給方法等種々方策を講ぜられてゐるとはいふものゝ、尙その實現は早急

に思ふやうにはならぬのでありますから、どうしてもス・フの改善増産と共に絹糸による供給が今後いよゝ重大になつて來るわけであります。それに共榮園内の國民需要もますます股盛に向ふことも豫想されますので、我が國の養蠶業は決して衰退させてはならぬばかりでなく、一層の研究改良を加へてこれが増産を圖らねばならぬのであります。

依つて政府では去る九月十一日附農林省令第六十七號で蠶絲業經營改善施設補助規則が制定せられ、蠶絲關係獎勵規則が一括包含せられて公布になりましたので、本縣に於てもその關係法規を統合して去る十一月十日附鳥取縣告示第七百十四號を以て「蠶絲業經營改善施設補助規程」を公布し、戦時下重要國産纖維資源としての蠶絲類の生産を確保し、併せて經營の合理化を圖ることゝなつたのであります。

この規程による補助金は

- 一、桑園改良施設
- 二、繭生産費低減施設
- 三、稚蠶共同桑園の設置
- 四、稚蠶共同飼育所の設置
- 五、蠶蛆驅除豫防施設
- 六、繭質改善施設

00208

蠶兒飼育分場改善施設

- 三、養蠶新經營普及施設
- 四、養蠶共同施設

に對し、これを行ふ養蠶系統團體及び蠶種共同施設組合に對し、斯道經營改善を圖る目的を以て毎年度豫算の範圍内に於て交付するものでありまして、その大体を説明すると次の通りであります

- (1) 桑園改良施設 に對しては、養蠶系統團體又は知事の適當と認めるもので、指導桑園の設置その他桑園改良施設を行ふ場合に交付するのであつて、縣養蠶業組合、養蠶業組合の經費の二分の一以内を補助
- (2) 稚蠶共同桑園設置 に關しては、郡市養蠶業組合が養蠶實行組合の稚蠶共同桑園の設置に要する費用に交付する獎勵金に對して交付するものであつて、養蠶業組合の補助金の二分の一以内の補助
- (3) 稚蠶共同飼育所設置 に關しては、養蠶實行組合又は養蠶業組合の稚蠶共同飼育所の新築・増築・改築・移築又は買入に要する費用に對し、
 - イ、蠶量四百瓦以上の蠶兒を二眠起まで飼養し得る規模
 - ロ、春蠶及び夏秋蠶の飼育に適する構造
 - ハ、稚蠶の飼育に必要な共同桑園の設置

の各號に該當することを條件として、知事に於て適當と認められたものに對し交付するのであつて、養蠶實行組合經費の二分の一以内の補助

- (4) 蠶蛆驅除豫防設置 については、郡市養蠶業組合が養蠶實行組合の簡易殺蛹・乾繭器・殺蛆器、又は蠶蛆捕獲器の設置に要する費用に交付する獎勵金に對して交付するのであつて、養蠶業組合の經費又は補助金の二分の一以内の補助
- (5) 繭質改善施設 については養蠶實行組合が、
 - イ、組合員の掃立蠶種の統一
 - ロ、組合員の蠶室・蠶具の消毒
 - ハ、組合員の蠶種の共同催青及び稚蠶共同飼育
 - ニ、組合員の上簇改良施設
 - ホ、一年に二蠶期以上その事業を行ふものであつて、一蠶期なるべく上繭千貫以上生産するものであること
- (6) 蠶兒飼育分場改善施設 に關しては、蠶種共同施設組合の蠶兒飼育分場につき行ふ桑園・蠶室若しくは蠶具の改善に關する施設又は蠶病消毒所・簡易乾繭所・或は洩沙(蠶沙)處理所の設置に要する費用に對し交付するもので、蠶種共同施設組合經費の二分の一以内の補助

00209

費の二分の一以内の補助

- (7) 養蠶新經營普及施設 に關しては、養蠶實行組合が、
 - イ、組合員の養蠶經營改善計畫の樹立
 - ロ、組合員の桑園土壤の改良
 - ハ、組合員の桑葉簡易收穫法の實施
 - ニ、組合員の蠶兒の簡易合理的飼育及び上簇法の實施

を行ふを條件として交付するのであつて、養蠶實行組合經費の二分の一以内で一養蠶實行組合につき百圓以内の補助

- (8) 養蠶共同施設 に關しては、養蠶實行組合が、
 - イ、應召した組合員、又は家族中から應召者を出した組合員

の爲にするものを含む稚蠶の共同飼育

ロ、右の組合員の爲にする壯蠶飼育又は分配飼育を行ふことを條件として交付するのであつて、養蠶實行組合經費の二分の一以内にして一養蠶實行組合に付五十圓以内の補助以上が蠶絲業經營改善施設に關する補助規程の概要であります

が、特に知事に於てやむを得ぬ事由ありと認める場合は、右の標準を越えて交付されることもあります。

補助金の交付を受けようとする者は、所定の申請書に添付書類を添へて毎年二月末日までに知事に提出するものでありますが、特に本年は従前の規定に依つて提出してゐるものは、この規定によつて提出したものとして有効であります。

尊米と咀嚼！

節米からも体位向上からも
是非よく噛んでたべませう

國民食糧の確保といふことが戦争を遂行する上に最も大切な問題であることはいふまでもない。この前の第一次世界大戦にドイツが武力戦では常に勝利を獲ながら、遂に敗戦の憂き目を見るに至つたのは要するに食糧缺乏の爲であり、今回の大戦で又ドイツが断然優勢を得て四隣を壓してゐるのも、近接諸國との食糧供給線を確保してゐることが有力な原因である。又イギリスが前大戦に崩壊の直前にまで立ち至り、今回の大戦では今度こそ滅亡するであらうと想像されるのも食糧不安が根本原因となるわけである

我が國は昔から瑞穂國として農を以て國の本とし、國民は農業に精勵して自給し來つたのであるが、近來文化の進展と共に米穀の消費が年々増大し、最近に於ては臺灣・朝鮮等の産米と融通し且つ不足分は外米の輸入によつて國內需給を調整して來てゐた。

00210

今次大東亞戰爭開始以來、皇軍の偉大なる戦果と共に南方各地の米産國が共榮圏に入ることになつて、今後の食糧問題については最早や心配はないではないかといつたやうな心持も生じやすいのであるが、しかし國民常食として最も重要な資源を遠く海洋を隔てた南方の地に依存することは極めて危険なことであるから、政府は我が國民の需要量については是非國內自給自足の方策を樹て、居り殊に目下戰爭中の我が國では絶對的に自給の必要があるので、これが萬全を期するため米穀の國家管理を行ひ、價格を公定し、生産増加の爲には補償金獎勵金の交付、消費節約の爲には割當配給酒造制限、切符制度等を行ひ、近くは食糧營團を設置していよ／＼これが適正と強化を期して非常なる努力を盡されてゐるのであつて、本年は農民各位の絶大な勞力と、恵まれたる好天候によつて非常な豊作が豫想されてゐることは、時局下まことに感激に堪えぬ處であるが、一面朝鮮・臺灣の産額は充分でなく、全体としては多くの増加量を期待し得ないかと心配されてゐるのであつて、吾々はます／＼米穀を大切に、政府の施策に積極的に協力してその確保に努めねばならぬ次第である。

政府の食糧政策に對する國民協力の途としてはその方法はいろいろあるが、その中で最も手近で有効な方の一つに咀嚼、即ち

よく噛むといふことのあるのを、一般に案外見逃されてゐると思はれるのは遺憾である。

當十一月の常會徹底事項中に「もつたない」の生活實踐が取り上げられ、新穀感謝の實踐事項の一つにこの「よく噛む」といふことが強調されてゐるのはまことに機宜に適した大事な施設である。日本人にはとかく昔から食事を早く嚙ることを尙ぶ風習があり、習性となつて一般に咀嚼が不充分であつて、所謂茶漬式にさら／＼と食事を終る弊のあることは、節米の上からも衛生の上からも、この際大いに反省し是正すべき重要問題と考へられる

ある物質を餅で計る時、そのまゝで計るのと粉にして計るとで非常な差があつて、こまかに碎いたものは元のまゝよりずっと容量が多いことはよく知られてゐる事實である。御飯でもその通りであつて、御飯を充分咀嚼して呑み下せば咀嚼を怠つたものよりその量が少なくて済むのである。理屈ばかりでなく實際よく噛んで食べた時、その量が少なくてしかも満腹を感じることは、一度やつて見ればすぐわかることである。

日本人は大体穀粉量をあまり多く嚼りすぎるため、殆ど全部といつてよい程胃病に犯されてゐるといはれる位であるから、よく噛むことによつて食物の量を減してしかも満腹感を與へ、永年に

00211

亘る多食の習慣を是正するといふことは、の實際節米と衛生の兩方面からの一石二鳥といふべきである。

次に切角たべてもその食物が能率的に充分身体のために利用されなければ無駄であることはいふまでもない。然るにこの消化吸収のために、咀嚼が第一要件であることも明かであつて、充分咀嚼されたものは眞にコロイド状となつて、唾液がよく混和されて呑み下されたものはその消化吸収が非常に良好である。消化吸収試験で白米の消化吸収が一番よくて、七分搗や胚芽米がこれに次ぎ、玄米が一番悪いといふのは充分咀嚼されてゐない場合のことであつて、咀嚼さへよく行はれて居れば玄米は決して白米に劣りはしないのである。

又咀嚼は量の節約や消化吸収によいといふばかりでなく、よく噛めば味が増すものであるといふことも大切なことである。

食物の味といふものは噛みしめれば噛みしめる程出て来るものであつて、この頃のやうに米を少くして他のものを混入して食ふやうな場合には、よく噛むことによつてその味をよくすることも肝要な心掛である。

なほ、は生理的發育の上に非常な利益が伴ふ、それは咀嚼によつていろ／＼な機能が練磨されるといふことである。

齒をよく使用することによつて齒牙の生長を一層盛にし、且つその齒は益々堅固になり、齒根も同様生育發達する。そしてそれが腦神経をも刺戟して腦の發育をも促すのである。従つてよく咀嚼するといふことは、幼いものにとつては缺くことの出來ぬ大切な發育上の要件となるのである。

このやうに食物をよく噛むといふことは、既にいろ／＼いふまでもなく以前からいはれてゐることであるが、しかしとかく習慣に左右されて、實行がなか／＼困難で、知りつゝも容易には改まらぬものである。従つてこれについては常に反復して、知らず／＼の間に習性となるやう仕向けねばならぬのであつて、すべての父母はよく氣をつけて家庭で日常訓練し、學校では晝辨當の時等常に教師が注意して連續指導し、青少年團等でも訓練として取上げる等によつて強い指導が反復實行され、習慣となるまで實行されたいものである。

このやうにして國民の食物咀嚼が充分になつて來ると、米穀の消費はたしかに減少して來るし、それに米の好みも變つて之まで

軟い米を好んでゐた者も硬い米を好むやうになり、玄米でも結構になつて来る。精白するより七分搗、胚芽米、それより玄米は一層搗減りを生じないから、この點からいつても米の消費が節約されるわけであり、その上咀嚼による量の節約も行はれ、そして榮養の上からも消化吸収がよくなるのであるから、國民全部がよく嚼む習慣をつけるといふことは、實に國家經濟の上からも人的資源増強の點からも、時局下の重要問題といはねばならぬ。家庭・學校・團體あらゆる方面の自覺的連續勵行を切望してやまない次第である。

十五萬四千九百二石

— 本年の鳥取縣麥實收高 —

鳥取縣に於ける昨秋の麥作付面積は大麥四・七二町一反、稷麥四・七七八町二反、小麥五・三三四町一反、燕麥四町五反であつて、之を前年の作付面積に比すると大麥九分、稷麥九分、小麥一割七分六厘、燕麥五十四割二分九厘の各増加を認めてゐる。

而して本年の實收高は大麥五一・三二九石、稷麥四八四・四八石、小麥五五・〇八七石、燕麥三八八石であるが、作付面積が増加してゐるにも拘らず大麥に於て三分三厘、稷麥一割四分八厘、小麥一割三分二厘の各々減少してゐるのは、切蛆等の害虫が発生して發育を阻害したのと、施肥並に努力不足等のため一般に生育が不良であつたからである。

之を前五ヶ年平均實收高に比すれば大麥六厘、稷麥一割四分九厘の減少であるが、小麥は一割三分四厘、燕麥は五分六厘の何れも増加である。

尙ほ本年の鳥取縣麥實收高を都市別に示すと次の如くである。

都市別	種類	作付面積	實收高	増減(△印減)		
				前年作付面積ニ比シ	前年實收高ニ比シ	
鳥取市	大麥	町反	四八四	四八四	町反	四八四
	小麥	町反	一〇八・一	九三	町反	一〇八・一
	燕麥	町反	一七四・八	一七五	町反	一七四・八
米子市	大麥	町反	二五・五	二五・五	町反	二五・五
	小麥	町反	一七九・九	一七九	町反	一七九・九
	燕麥	町反	二七四・九	二九三	町反	二七四・九

郡	種類	作付面積	實收高	増減
岩美郡	大麥	三〇・四	三〇・四	△
	小麥	一八・五	一八・五	△
	燕麥	一・七	一・七	△
入頭郡	大麥	三・五	三・五	△
	小麥	二・六	二・六	△
	燕麥	一・一	一・一	△
氣高郡	大麥	五・二	五・二	△
	小麥	三・五	三・五	△
	燕麥	一・一	一・一	△
東伯郡	大麥	一・七	一・七	△
	小麥	一・八	一・八	△
	燕麥	一・一	一・一	△
西伯郡	大麥	一・七	一・七	△
	小麥	一・八	一・八	△
	燕麥	一・一	一・一	△
日野郡	大麥	三・四	三・四	△
	小麥	二・八	二・八	△
	燕麥	一・一	一・一	△
合計	大麥	四・七二	四・七二	△
	小麥	五・三三	五・三三	△
	燕麥	一・七二	一・七二	△

◎傳染病患者旬報 (十月下旬)〇印ハ疫痢

年	月	計	病類別																	
			赤痢	腸チフス	バネチフス	猩紅熱	デブチフス	流行性脳脊膜炎	ペスト	患者	死者	患者	死者							
昭和十七年十一月計	十一月計	一五七〇	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和十七年十月計	十月計	一四〇七	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

◎週報・寫真週報掲載内容

- △週報
 - 戦争と燃料
 - 獨ソ戦局の概況
 - 大東亞戦争と華僑
 - 告示板の價格改正と増産
 - 思想戦の基底 (思想戦讀本8)
- △寫真週報
 - 天皇 皇后兩陛下第十三回明治神宮國民鍊成大會に行幸啓遊ばさる
 - 一億健民の熱戰譜—明治神宮國民鍊成大會
 - 反攻の敵艦隊を撃滅—ソロン海域
 - 初雪を踏んで山西戦線を征く
 - 熱料を節約しませう
 - △ ガスの正しい使ひ方
 - △ 山では木炭増産に必死の努力—岐阜縣
 - △ 輸送陣も懸命だ—群馬縣
 - △ 新しい炭燒窯紹介—農林省
 - 一日入營の豆戦車隊—戦車隊志望の少年たち富士山麓に本物の戦車訓練
 - 元氣一杯の若人—第一回内外學生交禮體育大會

昭和十七年十一月十三日印刷
昭和十七年十一月十三日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所